

国富町公告第30号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により令和6年11月18日付け国富町公告第27号で公告した国富町農業振興地域整備計画を、同法第11条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案に変更理由書を添えて次により縦覧する。

なお、当町の住民は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供した農業振興地域整備計画の案について町に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用地域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から令和7年2月3日までの間に町に対しこれを申し出ることができる。

令和6年12月18日

国富町長 日 高 利 夫



1 国富町農業振興地域整備計画の案の縦覧期間及び意見書の提出期間

自 令和6年12月18日

至 令和7年 1月17日

2 国富町農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

国富町役場 農地整備課

国富町ホームページ

(http://www.town.kunitomi.miyazaki.jp/main/section_guide/nouchi/)

3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の取扱について
別紙要領のとおり

「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（以下「法」という。）第11条第2項及び第12条第1項の規定による地域住民からの意見書の取り扱いについては、次のとおりとする。

1 意見書の趣旨及び留意事項

法第11条第1項では、市町村が策定する農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」）を策定・変更しようとするときは、当該整備計画の案に計画を策定・変更しようとする理由を記載した書面を添えて、縦覧に供することとされ、同上第2項では、縦覧に供された市町村整備計画の案について、当該整備計画の区域を含む市町村の住民は、意見書を提出することができることとされているが、この趣旨は農業振興施策や農用地利用計画の策定・変更についての情報公開を促進し、農業振興地域制度の公正性・透明性の向上を一層図ることにより、地域住民の理解と合意に基づく計画的かつ円滑な農業振興施策の展開を推進しようとするものである。

なお、意見書を提出する場合には以下の点に留意すること。

- ア 意見書の対象となるものは、法第11条第1項の規定により縦覧した市町村整備計画の案に係るものに限られ、それ以外についての意見書は効力を有しないものであること。
- イ 意見書を提出できるのは、当該市町村整備計画の区域を含む市町村の住民に限られることから、本町以外の住民から提出された意見書は効力を有しないものであること。
- ウ 意見書に対する個別の回答は行わず、法第12条の規定により変更した市町村整備計画を公表する際に、提出された意見書の要旨及びその処理結果を併せて公告するものであること。
- エ 意見書の要旨を公表するに当たって、特定の個人が識別しうる情報が含まれていたり、財産権等をおそれる場合がある場合には、当該箇所を伏せる場合があること。

2 意見書の提出方法

意見書を提出する場合には次の手続きで行うこと。

- ア 意見書は、様式第1号に個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載するとともに、意見の対象となる整備計画の案の箇所及び意見を記載する。
- イ 意見書は、当該整備計画の案を縦覧している国富町役場農地整備課に直接提出するか、あるいは郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出することとし、電話での意見は受けられないものとする。
- ウ 意見書の提出は整備計画案の縦覧期間に行わなければならないが、直接提出する場合の受付は役場の休日（土・日・休日）を除く日の午前8時15分から午後5時までとし、その他の方法で提出する場合は縦覧満了の日までに提出場所に到着するように提出する。

3 意見書の処理方法

意見書の処理は原則として異議申出期間内に次の要領で行う。

- ア 提出された意見書について、提出者が町内の住民であること、提出日が縦覧期間内であること、意見の内容が計画案に対するものであることなどの要件を確認する。
- イ アの確認事項に照らし正当なものであると判断された意見書については、意見書の内容ごとに分類し意見の要旨として取りまとめるとともに、意見書の趣旨ごとに必要に応じて関係機関・団体等との調整を図りながら処理しその結果を次の区分に取りまとめる。
 - a 対応（反映）済：市町村整備計画に既に記載済みのもの。
 - b 対応（反映）する：文章修正や記述追加などで市町村整備計画に反映させたもの。
 - c 事業対応（検討）：今後、農業振興施策を展開する中で検討すべきもの。
 - d 対応（反映）困難：諸般の事情により対応（反映）が困難なもの。
 - e その他：情報提供、感想、質問、今回の件に関係ないもの。
- ウ イにより処理した意見書の要旨と意見書の処理結果については、それぞれの対応関係が明確になるように、様式第2号により意見書の数および処理結果の区分に加えて具体的な処理内容を記載した一覧表として整理する。